

令和5年度山県市一般介護予防事業業務委託募集要領

山県市一般介護予防事業業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1. 業務名

介予委－1 山県市一般介護予防事業業務委託

2. 募集目的

家にとじこもりがちな高齢者や要介護状態になるおそれの高い高齢者等が、近隣住民と交流を図りながら各種介護予防サービスを受けることにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護になることの予防を図り、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせることを目的とする業務の受託を希望する法人を募集する。

3. 業務概要

(1) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、業務の開始後において、関係法令を遵守しない場合又は業務の実施につき著しく不相当と認めた場合は、期間の満了前に契約を解除する場合がある。

(2) 業務内容

別添令和5年度山県市一般介護予防事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の内容に基づいた業務

(3) 実施形式

公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、当該契約の相手方として最も適した者を選定する。

(4) 支払方法

業務終了後、支払うものとする。

4. 公募資格要件

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人等の法人格を有し、一般介護予防事業業務を公平・中立な立場で効率的に運営することができる法人であって、以下の全ての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続きの開始をしていないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき更生手続きの開始をしていないこと。

(4) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に規定する法人で、市内の介護サービス運営事業者として1年以上の実績があること。

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第2項各号の規定に該当しない

者であること。

(6) 応募法人が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律において、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないもの。

(7) 国・県・市等の監査、指導検査等における指摘事項が改善済みであること。

(8) 法人の役員（就任予定者含む）等が、山縣市暴力団排除条例（平成24年山縣市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの密接関係者でないこと。

(9) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び山縣市の指示に柔軟に対応できること。

(10) 業務内容について守秘義務を遵守できること。

5. 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると山縣市が判断した場合は失格とする。ただし、山縣市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(1) 本要領を遵守しない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 応募資格を欠いていることが判明した場合

(5) その他応募者の失格事項に相当するものと、山縣市が判断した場合

6. 実施スケジュール

(1) 募集要領の配布 令和5年2月13日（月）

(2) 質問の受付期間 令和5年2月17日（金）午後3時まで

所定の質問書に記入の上、Eメールの件名を「プロポーザル質問（【〇〇〇法人名】）」として「11. 担当事務局」あて送信すること。質問への回答は、ホームページ上（本要領を掲載している画面と同一画面上）に随時掲載する。

(3) 応募書類提出期限 令和5年2月24日（金）午後3時

「11. 担当事務局」へ郵送（必着）または持参すること。

(4) 1次審査（書類審査）

応募者多数の場合は書類審査を1次審査とし、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる業者を選定することがある。

(5) 2次審査（プレゼンテーション）令和5年3月1日（水）（予定）

1事業者30分程度（説明20分、質疑適宜）のプレゼンテーションを実施する。1事業者4名以内とする。

(6) 選定結果通知

各応募事業者に文書で通知する。

7. 提案書等応募書類（様式等）

(1) 別添山縣市一般介護予防事業業務委託応募様式一覧のとおり

(2) 見積書・積算内訳書（任意様式）

(3) 応募書類の体裁については次のように整えること。

①全体の目次及びページを付け、項目ごとにインデックスをつけること。（番号のみ可）

②全体を1つに綴じ、2部（正本1部、副本1部）を提出すること。

8. 提案書等応募書類の取扱い等について

- (1) 提出された提案書等応募書類は、一切返却しない。
- (2) 提案書等の権利は応募者に帰属する。ただし、選定された事業者の提案書等の権利は山県市に帰属する。
- (3) 選定された事業者の提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (4) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した費用は応募事業者の負担とする。

9. 審査

- (1) 1次審査
提出された企画提案書等応募書類により審査する。
- (2) 2次審査
 - ① 審査は選定委員会において、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
 - ② 別添「審査基準」に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。
 - ③ 新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書等応募書類に基づきプレゼンテーションすること。なお、プレゼンテーションソフトでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず提案書等応募書類受付時に申し出ること。
- (3) 選定結果
各応募事業者に文書で通知する。なお、審査及び選定結果についての異議は認めない。

10. 契約の締結

審査の結果、選定された事業者を本業務にかかる随意契約の契約候補者として、山県市契約規則（平成15年山県市規則第44号）に準じ、契約を締結するものとする。また、山県市が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱（平成22年山県市訓令甲第13号）を適用するものとする。なお、契約金額については市と選定された事業者と内容を協議した上、正式な見積書を提出すること。

11. 担当事務局

〒501-2192 山県市高木 1000 番地 1

山県市健康介護課（ふれあいセンター1階）

電話：0581-22-6838

FAX：0581-22-6841

E-mail：kenko@city.gifu-yamagata.lg.jp